令和８年　№54
○国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

　別表第３－３～８の事務の範囲について，実態に即して整理すること並びに字句修正に伴い，所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和８年７月15日

国立大学法人東京学芸大学長
佐々木　幸寿

令和８年規則第31号

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則（平成16年規則第29号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部改正について

改正理由：別表第３－３～８の事務の範囲について，実態に即して整理すること並びに字句修正に伴い，所要の改正を行うものである。

改正

〔省略〕

（会計機関の代理等）
第３条　〔省略〕
２　〔省略〕
３　会計規程第５条第６項に規定する会計機関の補助者及び補助者が処理する事務の範囲は，別表第３のとおり定める。
４　〔省略〕

〔省略〕

別表第３－３（第３条第３項）
出納役の補助者の職位及び事務の範囲

区分	設置部局	主任（分任）収入役として指定する職位	主任（分任）収入役代理として指定する職位	処理させる事務の範囲
〔省略〕				
分任収入役	附属世田谷小学校 附属大泉小学校 附属竹早小学校 附属世田谷中学校 附属高等学校 附属国際中等教育学校 附属特別支援学校	各附属小学校は地区事務係長，附属高等学校及び附属特別支援学校は事務係長，その他の学校は事務の職制上の最上位の職位にある者	〔省略〕	〔省略〕

別表第３－４（第３条第３項）

現行

〔省略〕

（会計機関の代理等）
第３条　〔省略〕
２　〔省略〕
３　会計規程第５条第６項に規定する会計機関の補助者及び補助者が処理する事務の範囲は，別表第３のとおり定める。
４　〔省略〕

〔省略〕

別表第３－３（第３条第３項）
出納役の補助者の職位及び事務の範囲

区分	設置部局	主任（分任）収入役として指定する職位	主任（分任）収入役代理として指定する職位	処理させる事務の範囲
〔省略〕				
分任収入役	附属世田谷小学校 附属大泉小学校 附属竹早小学校 附属世田谷中学校 附属高等学校 附属国際中等教育学校 附属特別支援学校	各附属小学校は地区事務係長，附属高等学校及び附属特別支援学校は事務係長，その他の学校は事務係主任又は職位上位者	〔省略〕	〔省略〕

別表第３－４（第３条第３項）

出納役の補助者の職位及び事務の範囲

区分	設置部局	所属出納員として指定する職位（者）	処理させる事務の範囲
主任収入役	〔省略〕		
	附属小金井小学校	地区事務係長	〔省略〕
	附属小金井中学校	事務の職制上の最上位の職位にある者	

別表第３－５（第３条第３項）
出納役の補助者の職位及び事務の範囲

区分	設置部局	預り金出納役として指定する職位	預り金出納役代理として指定する職位	処理させる事務の範囲
〔省略〕				
	学務課 大学院課 学生課 国際課 附属幼稚園 小金井園舎 附属世田谷 小学校 附属小金井 小学校 附属大泉小 学校 附属竹早小 学校 附属世田谷 中学校 附属小金井	学務課長 大学院課長 学生課長 国際課長 校長（附属幼稚園小金井園舎は園長）	副課長 副課長 副課長 副課長 各附属小学校及び附属幼稚園小金井園舎は地区事務係長、附属高等学校及び附属特別支援学校は事務係長、その他の学校は事務の職制上の最上位の職位にある者	予算決算及び出納事務取扱規則第28条２項で規定する預り金の出納保管に関する事務 附属幼稚園竹早園舎は附属竹早小学校に含む。

出納役の補助者の職位及び事務の範囲

区分	設置部局	所属出納員として指定する職位（者）	処理させる事務の範囲
主任収入役	〔省略〕		
	附属小金井小学校	地区事務係長	〔省略〕
	附属小金井中学校	事務係主任又は職位上位者	

別表第３－５（第３条第３項）
出納役の補助者の職位及び事務の範囲

区分	設置部局	預り金出納役として指定する職位	預り金出納役代理として指定する職位	処理させる事務の範囲
〔省略〕				
	人事課	人事課長	副課長	予算決算及び出納事務取扱規則第28条で規定する預り金の出納保管に関する事務
	学務課	学務課長	副課長	学務課における学生等に係る介護等体験経費，教育職員免許状申請料，保育実習経費の出納保管に関する事務
	大学院課	大学院課長	副課長	大学院課における学生等に係る心理実践実習費，IB 教員資格申請料の出納保管に関する事務
	学生課	学生課長	副課長	学生課における学生等に係る奨学金，傷害保険の出納保管に関する事務

分任預り金出納役	中学校 附属竹早中学校 附属高等学校 附属国際中等教育学校 附属特別支援学校			

別表第３－６（第３条第３項）

契約担当役の補助者の職位及び事務の範囲

部　局　名	補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲
〔省略〕		

分任預り金出納役	国際課長 附属幼稚園 小金井園舎 附属世田谷小学校 附属小金井小学校 附属大泉小学校 附属竹早小学校 附属世田谷中学校 附属小金井中学校 附属竹早中学校 附属高等学校 附属国際中等教育学校 附属特別支援学校	国際課長 校長（附属幼稚園小金井園舎は園長）	副課長 各附属小学校及び附属幼稚園小金井園舎は地区事務係長、附属高等学校及び附属特別支援学校は事務係長、その他の学校は事務係主任又は職位上位者	国際課における留学生等に係る奨学金，医療費補助金等の出納保管に関する事務 予算決算及び出納事務取扱規則第28条で規定する預り金の出納保管に関する事務 附属学校における（独法）日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の出納保管に関する事務 附属特別支援学校における特別支援教育就学奨励費の出納保管に関する事務 附属幼稚園竹早園舎は附属竹早小学校に含む。

別表第３－６（第３条第３項）

契約担当役の補助者の職位及び事務の範囲

部　局　名	補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲
〔省略〕		

施設課	施設課長	〔省略〕
	施設課副課長	〔省略〕
	施設企画係長	(1) 業者選定案作成 (2) 業者の選定 (3) 見積書の徴取 (4) 契約に関する書類の作成 (5) 発注の連絡 (6) 請書の徴取
	施設課専門職員 施設計画係長 建築係長 電気係長 機械係長	(1) 予定価格案の作成（市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成） (2) 業者の選定 (3) 監督 (4) 検査及び検査調書の作成
〔省略〕		
各附属幼稚園 各附属小学校 附属高等学校 附属特別支援学校	事務係長（各附属幼稚園にあっては地区事務係長）	〔省略〕
各附属中学校 附属国際中等教育学校	事務の職制上の最上位の職位にある者	

別表第3-7（第3条第3項）
契約担当役，契約担当役代理及びこれらの者の代行機関の各補助者の事務の範囲

職位	種別	予定価格調書案の作成	業者の選定
財務・研究推進部長 総務部長	購入・製造・借入	すべてのもの	予定価格案が５００万円を超えるもの

施設課	施設課長	〔省略〕
	施設課副課長	〔省略〕
	施設企画係長	(1) 業者選定案作成 (2) 見積書の徴取 (3) 契約に関する書類の作成 (4) 発注の連絡 (5) 請書の徴取
	施設課専門職員 建築係長 電気係長 機械係長 施設計画係長	(1) 予定価格案の作成（市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成） (2) 監督
〔省略〕		
各附属幼稚園 各附属小学校 附属高等学校 附属特別支援学校	事務係長（各附属幼稚園にあっては地区事務係長）	〔省略〕
各附属中学校 附属国際中等教育学校	事務係主任又は職位上位者	

別表第３－７（第３条第３項）
契約担当役，契約担当役代理及びこれらの者の代行機関の各補助者の事務の範囲

職位	種別	予定価格調書案の作成	業者の選定
財務・研究推進部長 総務部長	購入・製造・借入	予定価格案が５００万円を超えるもの	予定価格案が５００万円を超えるもの
	購入・製造・		

	売払・貸付		
	上記以外		
施設課長	工事	予定価格案が５００万円を超えるもの	予定価格案が５００万円を超えるもの
	上記以外		
学術情報課長	購入・製造・借入		予定価格案が２５０万円を超えるもの
	売払・貸付		
	上記以外		
財務課長	売払・貸付	予定価格案が５００万円を超え３０００万円以下のもの	予定価格案が５００万円以下のもの
	上記以外		

	借入以外		
	売払・貸付		
	売払・貸付以外		
施設課長	工事	予定価格案が５００万円を超えるもの	予定価格案が５００万円を超えるもの
	工事以外		
経理課長 学術情報課長	購入・製造・借入		予定価格案が２５０万円を超えるもの
	購入・製造・借入以外		
	売払・貸付		
	売払・貸付以外		
財務課長	工事以外	予定価格案が５００万円を超え３０００万円以下のもの	予定価格案が５００万円以下のもの
	売払・貸付		
	売払・貸付以外		

経理課副課長 経理調達第一係長 経理調達第二係長 経理調達第三係長	購入・製造・借入		予定価格案が５００万円以下のもの
	売払・貸付		
	上記以外		
財務課専門員 管財係長 学術情報課専門職員（学術リソース管理担当） 学術リソース管理係長	購入・製造・借入		予定価格案が２５０万円以下のもの
	売払・貸付		
	上記以外		
施設課施設企画係長	工事・購入・製造・借入		予定価格案が５００万円以下のもの
	売払・貸付		

財務課専門員 管財係長 経理課副課長 経理調達第一係長 経理調達第二係長 経理調達第三係長 学術情報課専門職員（学術リソース管理担当） 学術リソース管理係長	購入		予定価格案が２５０万円以下のもの
	製造		
	借入		
	購入・製造・借入以外		
	売払		
	貸付		
	売払・貸付以外		

	上記以外		
施設課専門職員 施設計画係長 建築係長 電気係長 機械係長	工事・購入・製造・借入		予定価格案が２５０万円以下のもの

別表第３－８（第３条第３項）

契約担当役，契約担当役代理及びこれらの者の代行機関の各補助者の事務の範囲

給付の完了の確認をするための検査及び検査調書の作成					
	工事	製造	購入	借入	左記以外
施設課長	５００万円を超えるもの			５００万円を超えるもの	５００万円を超えるもの
施設課副課長	５００万円以下のもの			５００万円以下のもの	５００万円以下のもの

施設課建築係長 電気係長 機械係長 施設計画係長	工事・購入・製造・借入		
	工事・購入・製造・借入以外		
	売払・貸付		
	売払・貸付以外		

別表第３－８（第３条第３項）

契約担当役，契約担当役代理及びこれらの者の代行機関の各補助者の事務の範囲

給付の完了の確認をするための検査及び検査調書の作成								
	工事	製造	購入	借入	工事、製造、購入、借入以外	売払	貸付	売払、貸付以外
施設課長	５００万円を超えるもの			５００万円を超えるもの	５００万円を超えるもの			
施設課副課長	５００万円以下のもの			５００万円以下のもの	５００万円以下のもの			

施設課専門職員 施設計画係長 建築係長 電気係長 機械係長	２５０万円以下のもの			２５０万円以下のもの	
経理課長		５００万円を超えるもの	５００万円を超えるもの	５００万円を超えるもの	５００万円を超えるもの
経理課副課長 経理課経理調達第一係長 経理課経理調達第二係長 経理課経理調達第三係長		５００万円以下のもの	５００万円以下のもの	５００万円以下のもの	５００万円以下のもの
財務課長 学術情報課長		２５０万円を超えるもの	２５０万円を超えるもの	２５０万円を超えるもの	２５０万円を超えるもの
財務課専門員 管財係長		２５０万円以下のもの	２５０万円以下のもの	２５０万円以下のもの	２５０万円以下のもの

財務課長 経理課長 学術情報課長		２５０万円を超えるもの	２５０万円を超えるもの	２５０万円を超えるもの	２５０万円を超えるもの	２５０万円を超えるもの	２５０万円を超えるもの	２５０万円を超えるもの
財務課専門員 管財係長 経理課副課長		２５０万円以下のもの	２５０万円以下のもの	２５０万円以下のもの	２５０万円以下のもの	２５０万円以下のもの	２５０万円以下のもの	２５０万円以下のもの

各附属学校事務係長，事務係主任 学術情報課専門職員（学術リソース管理担当） 学術リソース管理係長					

＊上位の職にある者が，下位の職にある者の事務を処理することは差支えない。

〔省略〕

附　則

この規則は，令和８年７月15日から施行し，令和８年４月１日から適用する。

経理課経理調達第一係長 経理課経理調達第二係長 経理課経理調達第三係長 各附属学校事務係長，事務係主任 学術情報課専門職員（学術リソース管理担当） 学術リソース管理係長								

＊上位の職にある者が，下位の職にある者の事務を処理することは差支えない。

＊長期継続契約（光熱水料金，電話使用料金）については，法令の定めるところにより，随意契約の範囲内であるため，金額の大小にかかわらず，経理課副課長以下の検査及び検査調書の作成とする。

〔省略〕